

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 愛媛県西予市宇和町上松葉 325
株式会社オキノ
代表取締役 沖野 恭彰
0894-62-2211

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名		久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝
		住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12
		事業場の所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称		廃タイヤ
		種	類	廃プラスチック類
		性	状	原型状態(丸タイヤ)
		1年当たりの最大搬入量		2t/年
	排出事業場	名称 所在地	宇和自動車教習所 愛媛県西予市宇和町上松葉 420	
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	・ 排出工程の概要 使用済みタイヤ	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名		久香リサイクル株式会社 代表取締役 香川祐輝	
	住所又は所在地		香川県さぬき市前山 332 番地 12	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☒ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	・ 運搬方法 タイヤ専用車輛を使用し、排出事業場から循環利用施設までは一定の経路で運搬します。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	責任者氏名：沖野 恭彰 連絡先：0894-62-2211
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	有 ・ ☒ 無
	当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

「廃棄物保管場所」

「運搬経路」

宇和自動車教習所

〒797-0046 愛媛県西予市宇和町上松葉 420

東に進む→左折する→左折する→右折して国道 56 号に入る→→左車線を使用して 国道 197 号/須崎(高知)/松山/内子 方面の 松山自動車道/大洲道路 のランプに進む→四国横断自動車道/大洲道路/愛南大洲線/国道 56 号 に入る→右車線を使用して 大洲道路/愛南大洲線 を進む→松山自動車道 を進む→松山自動車道を進む→右車線を使用して 高松自動車道 を進む→高松東 IC 出口から さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入り 三木 方面に向かって進む→さぬき夢街道/高松東バイパス/高松東道路/国道 11 号 に入る→香川大学医学部北(交差点)を右折して 県道 147 号/県道 42 号 に入る(長尾/香川大学医学部/医学部附属病院 の表示)→左折する→斜め右方向に曲がる→高野橋北(交差点)を右折して 高野橋/県道 38 号 に入る→左折して長尾街道/県道 38 号 に入る→三木町白山(交差点)を右折する→三木町八戸(交差点)を左折して さぬき東街道/県道 10 号 に入る→右折する→塚原(交差点)を直進して、そのまま県道 3 号へ進む

久香リサイクル(株)

〒769-2305 香川県さぬき市前山 3 3 2 - 1 2

